



# 広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市  
都市部市街地整備景観課  
TEL 822-8127  
FAX 826-0420

秋風が冷たく感じるようになってきた今日この頃です。  
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、お礼申し上げます。



## — 第 16 回意見交換会の開催報告 —

8 月 27 日（木）午後 2 時から、市役所 301 会議室において意見交換会を開催しました。参加者は 9 名で、事務局から活動状況や来年度の活動方針について説明した後、皆さまからご意見をいただきました。

主なご意見とそれに対する市の対応は以下のとおりです。

### 【協力員】

ケイビパトのルートについて、現在行っている主要商店街に加え、年に数回、他の地域を回ったり、出発駅から別の駅へ歩くなどして、他の地域の違反屋外広告物も把握すべきである。

### 【市対応】

このご意見を受け、来年度は、これまでの重点パトロールルートを中心に、年に数回は別の地域を回るルートを検討します。長距離に不安を感じる協力員もいることから、長距離ルートを設定する場合は、もう一方は通常の距離程度にするなど工夫します。

### 【協力員】

指導しても改善の見られない店舗がある。行政として強制的に是正させる手段を取った方がよいのではないかと。また、制度を理解してもらうための講習会を開いたり、他の掲出方法を提案するなどの対策を取るべきである。

### 【市対応】

ご意見のなかで名前のあがった店舗につきましては、意見交換会后、職員が現地へ確認に行きました。その際は、違反している状況は確認できませんでした。今後、違反を確認した場合は、適宜指導を行っていきます。

行政が強制力を持って対応すべきというご意見がありますが、協力員制度はそのような制度ではなく、横須賀市の違反広告物をなくし、安全で美しい街にしようとする意識を市内全体で高めていくことを目的に、地道に活動することが大切だと考えています。

条例や制度をより広く知っていただき、ご理解いただくために、市内に店舗を展開している事業者に対し、周知徹底の対策を検討します。

### 【協力員】

飲食店開業の手続きをするために保健所へ来る事業者に対し、屋外広告物のパンフレットやチラシを配布して制度を知ってもらう機会を増やすべきではないかと。

### 【市対応】

保健所担当者に対し、パンフレットやチラシの窓口設置と配布を依頼しました。



## 屋外広告の日キャンペーン は雨天のため中止しました

過日9月10日(木)は屋外広告のキャンペーンを実施予定でしたが、台風18号の影響による激しい降雨のため、中止といたしました。

来年度も9月10日前後で開催を予定しておりますので、皆さま、ご参加のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

### 協力員任期更新のお知らせ

協力員の任期は、委嘱日から翌年度末日までとなっています。再任を希望される方は、再度講習会を受講してください。

対象者は、身分証明書の有効期限が平成28年3月31日までの方です(協力員番号125、172、202、210、211、213番)。

今年度の講習会の日程は以下のとおりです。受講を希望される方は、事前に都市部市街地整備景観課(電話822-8127)へご連絡ください。

また、再任を希望されない方は、委嘱任期終了後(平成28年3月31日以降)に身分証明書・腕章等を当課までご返却ください。

※除却に使用する道具は、破損・紛失等ありましたら取り替えますのでお知らせください。

#### 【講習会開催日】

- 平成27年12月2日(水)午後2時～  
場所：市役所3号館4階405会議室
- 平成28年3月2日(水)午後2時～  
場所：市役所3号館4階405会議室

※講習時間は1時間程度です



### 危険な看板や老朽化した看板を 発見したら、お知らせください

皆さまご存じのとおり、今年2月、札幌市中央区において、ビルから看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たる重大事故が発生しました。

これを受け、本市では、設置から10年以上経過した屋外広告物で、市の許可を受けている方を対象に、安全管理の徹底について注意喚起を行ったところです。

協力員の皆さまも、街中を歩いている、老朽化し今にも倒れそうで危険を感じるなど、お気づきの看板がありましたら、市街整備景観課屋外広告物係(電話822-8127)へお知らせください。

よろしくお願いいたします。

